（指定の取消し等）

第七条　都道府県知事は、指定試験機関が前条第三項各号（第三号及び第四号を除く。）のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2　都道府県知事は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　準用児童福祉法第十八条の十第二項（準用児童福祉法第十八条の十一第二項において準用する場合を含む。）、第十八条の十三第二項又は第十八条の十五の規定による命令に違反したとき。

二　準用児童福祉法第十八条の十一第一項又は第十八条の十四の規定に違反したとき。

三　準用児童福祉法第十八条の十三第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四　前条第二項各号の要件を満たさなくなったと認められるとき。

五　次条において準用する児童福祉法施行令第八条、第九条又は第十一条の規定に違反したとき。

六　次条において準用する児童福祉法施行令第十三条第一項の条件に違反したとき。

七　児童福祉法施行令第十二条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消されたとき。

（児童福祉法施行令の準用）

第八条　児童福祉法施行令第二章（第四条、第五条、第七条及び第十二条を除く。）の規定は、国家戦略特別区域限定保育士について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第六条	法第十八条の八第三項の保育士試験委員	特区法第十二条の四第八項において読み替えて準用する法第十八条の八第三項の国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第八条	指定試験機関	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関（以下「指定試験機関」という。）
	法第十八条の十一第一項の保育士試験委員	特区法第十二条の四第八項において読み替えて準用する法第十八条の十一第一項の国家戦略特別区域限定保育士試験委員
第十三条第一項及び第十五条第一号	法第十八条の九第一項	特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の九第一項
第十四条	第十二条第二項	特区法施行令第七条第二項
第十五条第三号	第十二条	特区法施行令第七条
第十六条	法第十八条の六各号のいずれかに該当する	国家戦略特別区域限定保育士となる資格を有する
	添え、その者が同条第一号に該当する場合は住所地の都道府県知事に、同条第二号に該当する場合は当該	添え、
	保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験
第十七条第一項	保育士登録証	国家戦略特別区域限定保育士登録証
第二十条	他の都道府県知事	他の都道府県知事又は特区法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下この条において「試験実施指定都市」という。）の長
	行った都道府県知事	行った都道府県知事又は試験実施指定都市の長
第二十一条	指定保育士養成施設、保育士試験	国家戦略特別区域限定保育士試験

（国家戦略特別区域限定保育士登録証）

第九条　法第十二条の四第八項において読み替えて準用する児童福祉法第十八条の十八第三項の規定により交付された国家戦略特別区域限定保育士登録証は、三年経過日以後においては、当該国家戦略特別区域限定保育士登録証を交付した都道府県知事から児童福祉法第十八条の十八第三項の規定により交付された保育士登録証とみなす。

（読替規定）

第十条　法第十二条の四第十二項の規定により試験実施指定都市の長が国家戦略特別区域限定保育士試験を行う場合における第六条から前条までの規定の適用については、第六条第二項及び第三項並びに第七条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、第八条中「次の」とあるのは「同令第六条中「都道府県知事」とあるのは「特区法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下単に「試験実施指定都市」という。）の長」と、同令第九条、第十一条、第十四条、第十五条、第十七条第二項、第十八条第二項及び第四項並びに第十九条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第十六条中「都道府県知事（」とあるのは「試験実施指定都市の長（」と、「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長」と、同令第二十条中「都道府県知事は」とあるのは「試験実施指定都市の長は」と読み替えるものとするほか、次の」と、同条の表第二十条の項中「他の都道府県知事又は特区法第十二条の四第十二項に規定する試験実施指定都市（以下この条において「試験実施指定都市」という。）」とあるのは「都道府県知事又は他の試験実施指定都市」と、前条中「都道府県知事」とあるのは「試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事」とする。

（都道府県知事への引継ぎ）

第十一条　法第十二条の四第十二項の規定により読み替えて適用する同条第十一項の規定により国家戦略特別区域限定保育士が準用児童福祉法第十八条の十八第一項の登録をした試験実施指定都市の長の管轄区域を管轄する都道府県知事による児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けた者とみなされた場合においては、当該試験実施指定都市の長は、当該国家戦略特別区域限定保育士の氏名、生年月日その他厚生労働省令で定める事項を当該都道府県知事に引き継がなければならない。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

十一　国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号。以下「特区法」という。）第十二条の四第十五項及び第十七項から第十九項までの規定

第七条第三項第四号イ中「違反して」の下に「、又は特区法第十二条の四第十五項若しくは第十七項から第十九項までの規定により」を加え、同号に次のように加える。

ハ　特区法第十二条の四第八項において準用する法第十八条の十第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

第七条第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　申請者が、国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第七条第一項又は第二項（第七号に係る部分を除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。